

入院時食事療養費

令和7年4月1日現在
武蔵野赤十字病院

入院時食事療養費	健康保険適用標準負担額
■ 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 690円 (2) 流動食のみを提供する場合 625円 ■ 特別食加算（1食につき） 76円 ■ 食堂加算（1日につき） 50円	■ 入院時食事療養費における標準負担額（1食につき） A：B、C、D以外の方 510円 B：C、D以外で下記にあてはまる方 ・指定難病・小児慢性特定疾病対象の方 300円 ・平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで 260円 継続して精神病床に入院している方 C：低所得者Ⅱ ・過去1年間の入院期間が90日以内 240円 ・過去1年間の入院期間が90日超 190円 D：低所得者Ⅰ 110円

※入院時お支払いただくお食事代は、健康保険適用標準負担額に記載の通りとなります。
（1日につき3食を限度）
※入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。